

2023年度海外留学支援制度（大学院学位取得型）の募集について

【大学取りまとめ応募】

標記のことについて、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）より募集の通知がありました。

申請を希望する者は、次葉以降の募集要項（特に「IV資格要件」）をよく確認のうえ、令和4年9月26日(月)17:00までに国際課留学生係あてに電子メールで連絡してください。

※電子メールには必ず「学生番号」「氏名」「連絡可能なメールアドレス」を記載してください。

なお、応募システムを通した応募書類の提出期限は令和4年10月12日(水)13:00となっています。

<連絡先>

国際課留学生係
go@jim.kit.ac.jp

2023 年度海外留学支援制度 大学院学位取得型

募集要項

※この募集は、2023 年度予算の成立を前提に行うものです。



独立行政法人

日本学生支援機構

【大学取りまとめ応募・個人応募】

本制度には、「大学取りまとめ応募」と「個人応募」の2つの応募方法があります。
応募者は止むを得ない場合を除き、原則「大学取りまとめ応募」で申請してください。また、日本の大学の卒業生についても、在籍していた大学を通じて「大学取りまとめ応募」で申請してください。

【大学取りまとめ応募】について

「大学取りまとめ応募」の場合には、日本の大学(以下、「取りまとめ大学」という。)が応募者と機構の間に入り、応募時や採用後における各種手続きや照会を行います。

大学取りまとめ応募による応募者は、取りまとめ大学に応募の意志及び氏名・Eメールアドレスを申し出て、応募書類を提出するためのURLが機構(受付センター)より届くのを待ってください。

【個人応募】について

以下の事由により「大学取りまとめ応募」による申請ができない者に対して、応募の機会を確保するために実施します。

- ・海外の高等教育機関において「学士」以上に相当する学位を取得した、又は取得を目的に在籍しているため、取りまとめを依頼できる日本の大学がない。
 - ・応募時に日本の大学に在籍しておらず、かつ、卒業大学が「大学取りまとめ応募」を受け付けない。
- ※個人応募の場合、取りまとめ大学が存在しないため、各種手続きや照会は応募者が機構と直接行います。

《注意》本「募集要項」において、【大学取りまとめ応募】【個人応募】とそれぞれ記載している事項以外は、大学取りまとめ応募も個人応募も同様の取扱いとします。

目 次

I 海外留学支援制度の基本方針

1. 趣旨・目的
2. 派遣学生の定義
3. 本奨学金等の財源

II 採用実施日程

III 支援対象となる留学計画

1. 対象分野及び課程
2. 対象国
3. 支援期間
4. 支援期間の開始と終了

IV 資格要件

V 支援予定人数

VI 支援内容

1. 奨学金月額
2. 授業料
3. 奨学金等の支給方法
4. 他奨学金との併給

VII 応募方法

1. 事前登録
2. 応募書類の準備
3. 応募書類
4. 応募書類の提出方法等
5. 応募書類の提出期間

VIII 審査方法

1. 第一次審査
2. 第二次審査
3. 採否結果
4. その他

IX 採用後の重要事項

1. 採用登録
2. 各種報告書等の提出
3. 採用の取り消し
4. 支給の休止

X その他

1. 留学中の安全管理
2. 個人情報の取扱い
3. 応募書類等提出先及び本件照会先
4. 留学先地域による奨学金月額(別紙1)
5. 新型コロナウイルス感染症にかかる募集上の配慮(別紙2)
6. 国・地域コード(別紙3)
7. 学校コード表(別紙4)

I 海外留学支援制度の基本方針

1. 趣旨・目的

海外留学支援制度(大学院学位取得型)(以下「本制度」という。)は、諸外国(地域)に所在する大学(以下「留学先大学」という。)へ留学する日本人学生等に対し、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が、国費により学修活動に必要な経費を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国(地域)との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成及び高度化に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生等の海外留学を促進するとともに、日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的とします。

2. 派遣学生の定義

本「募集要項(以下、「募集要項」という。)」において「派遣学生」とは、修士又は博士の学位を取得するために留学(日本の大学と外国の大学との間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムによる留学を含む。)する日本人学生等で、留学先大学における学位取得のための正式な教育課程に在籍する間、本制度により学修・研究活動に必要な経費の支援を受ける者としてします。

3. 本奨学金等の財源

本制度は、日本政府から交付される補助金を財源に実施しており、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 38 年8月 27 日法律第 179 号)の適用を受けます。

従って、不正な手段により補助金(奨学金等)の交付を受けた者、又は補助金(奨学金等)を他の用途に使用した者には、交付の取り消しや返還命令が行われ、場合によっては刑事罰が科されることがありますので、「募集要項」や後日掲載予定の「手続の手引」等に定める規定や手続きを遵守してください。

II 採用実施日程

本募集要項は 2023 年4月 1 日から 2024 年3月 31 日までの間に本制度により支援を開始する者を対象とし、以下の日程で採用等の手続を行います。

| 項目 | 日程 |
|-------------|--|
| 応募事前登録 | 【大学取りまとめ応募】 担当者の事前登録 2022 年9月 1 日(木)～10 月 3 日(月)13 時(日本時間)まで【厳守】 応募者情報の登録 2022 年9月 2 日(金)～10 月 6 日(木)13 時(日本時間)まで【厳守】 【個人応募】 2022 年9月 5 日(月)～10 月 6 日(木)13 時(日本時間)まで【厳守】 |
| 応募書類提出 | 2022 年9月 5 日(月)～10 月 12 日(水)13 時(日本時間)必着 |
| 第一次審査(書面審査) | 書面審査結果は、2023 年1月上旬を目途に、応募者(全員)宛に通知 |
| 第二次審査(面接審査) | 第一次審査(書面審査)合格者に対してのみ、面接審査実施 面接日:2023 年1月 28 日(土)～1月 30 日(月)のいずれか1日 |
| 採用結果 | 2023 年3月上旬を目途に、学位応募システム上で通知 |
| 採用決定後の手続き | 2023 年3月 23 日(木)までに、手続き書類提出 |

Ⅲ 支援対象となる留学計画

1. 対象分野及び課程

修士又は博士の学位取得が可能な分野(芸術の実技分野を除く。)及び課程。

※学士・修士一貫課程について、本制度に応募できません。

※本制度では、通信・遠隔教育により提供される課程は支援対象外です。

2. 対象国

第1項について学位取得が可能な大学が所在する諸外国(地域)。

3. 支援期間

修士の学位を取得するコースは2年(24 か月)、博士の学位を取得するコースは原則3年(36 か月)です。なお、在学年限(在学可能な年限)ではなく、正規課程(学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程)の学生として留学先大学が定める学位を取得するための最短期間を支援します。

※修士・博士一貫課程を希望する場合は、「博士」(最長3年(36 か月))の区分で申請してください。ここでいう「修士・博士一貫課程」とは、本制度の支援を受ける課程において最初に取得する学位が博士号である課程を指します。修士号と博士号が同時に授与される場合も「博士」の区分で申請してください。なお、留学先大学が修士・博士一貫課程という取扱いをしている場合でも、課程の途中で修士号を取得する場合には、「修士」(最長2年(24 か月))の区分で申請してください。修士号取得後の残りの期間は、「博士」の区分で改めて申請してください。

| 例 | 状況 | 支援期間(最大) | 申請区分 | 備考 |
|---|--|----------|------|--------------------------------|
| 1 | 学位取得の最短期間が1年の修士課程第1学年に進学する場合 | 1年 | 修士 | |
| 2 | 入学後1年目にまず修士号を取得し、当該期間を含めて博士号取得の最短期間が4年の修士・博士一貫課程第1学年に進学する場合 | 1年 | 修士 | ※課程の途中で修士号を取得するため、申請区分は「修士」です。 |
| 3 | 応募時に修士・博士一貫課程の第1学年に在籍しており、最短期間が5年の修士・博士一貫課程の第2学年に進学する場合 ※5年間の途中で修士号を取得しない | 3年 | 博士 | |
| 4 | 応募時に修士・博士一貫課程の第2学年に在籍しており、修士の学位が授与されずに、最短期間が5年の修士・博士一貫課程の第3学年に進学する場合 | 3年 | 博士 | ※最短期間5年のうち、3・4・5学年を支援します。 |
| 5 | 学位取得の最短期間が3年の博士課程第1学年に進学する場合 | 3年 | 博士 | |
| 6 | 応募時に学位取得の最短期間が3年の博士課程第1学年に在籍しており、博士課程第2学年からの支援を希望する場合 | 2年 | 博士 | |

※支援期間中の休学は原則認めません。

※支援期間中に退学する場合は、本制度による支援を終了します。

4. 支援期間の開始と終了

(1) 支援の開始

2023年4月1日から2024年3月31日までの間に、留学先大学が所在する諸外国(地域)において、学位取得のための正式な教育課程での学修・研究活動を開始する月から支援を開始します。

既に学位取得のための正式な課程に留学中の者で、学修・研究活動を継続する者については、2023年4月1日から2024年3月31日までの間で新たな学年となる月より、支援を開始します。学年の明確な定義がない場合は、12か月を1学年と見なします。

※応募者は、各自で留学先大学からの入学許可を取り付けるとともに、留学に必要な査証を自身で取得してください。入学許可若しくは査証の取得に日数を要したことにより、2023年度中(2023年4月1日から2024年3月31日まで)に学修活動を開始することができない場合や学位取得のための正式な課程に入学したことを確認できない場合は、派遣学生としての採用を取り消します。

※新入生オリエンテーション、履修登録の期間及び正式な教育課程で学修・研究活動を開始する前の語学研修期間等については、支援期間に含めません。

(2) 支援の終了

Ⅲの第3項で定める支援期間の終了時又は留学先大学の学籍を有しなくなる時点のどちらか早い方の月とします。

IV 資格要件

次の(1)～(15)に掲げる全ての要件を満たす者とします。

※新型コロナウイルス感染症に係る特別措置は、別紙2を確認してください。

《応募時に満たすべき要件》

(1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む。)

※「募集要項」でいう「日本人学生等」には、日本国籍を有する者の他に日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む。)を含みます。

(2) 次のいずれかに該当する者

①留学期間終了後、大学や研究機関等において、日本の国際競争力の強化や国際社会への知的貢献に資する教育研究を行う意思を有する者

②留学期間終了後、将来的に国際機関等の中核的な職員として国際貢献に資する活動を行う意思を有する者

③留学期間終了後、その他の機関において、①又は②に類する活動を行う意思を有する者

(3) 国費による本制度の支援を受けて、自身が留学で得た経験や成果を将来にわたって日本社会に還元し、国や社会に貢献する者で、かつ機構が依頼する各種イベントへの参加、書籍への執筆、調査等に協力する者

※留学先での日本のPRの実施や日本での留学報告会、留学経験を踏まえた社会貢献活動に参加することも含まれます。これらの活動状況については、支援期間中及び支援期間終了時から5年間、年に1回実施する派遣学生状況調査において報告する義務があります。

(4) 2023年4月1日現在の年齢が次のとおりである者

①「修士」の学位取得を目的とする者：35歳未満

②「博士」の学位取得を目的とする者：40歳未満

(5) 学校教育法第2条に基づき設置された日本の大学等を卒業し、学士以上の学位を取得した者若しくは支援期間開始までに取得する者、又は海外の高等教育機関において、日本の「学士」以上に相当する学位を取得した者若しくは支援期間開始までに取得する者

(6) 留学先大学での主たる使用言語の能力が、次に掲げる水準以上である者

①留学先大学での主たる使用言語が英語である者

ア. 応募時までに入試した英語能力試験の得点が、TOEFL iBT(Internet-Based-Test) 100

点、又は IELTS 7.0(Academic Module Overall Band Score)以上の水準を満たす者

イ. 留学先大学が明示する語学能力以上である者

②留学先大学での主たる使用言語が英語以外である者

ア. 応募時まで受験した主たる使用言語の語学検定の得点が、ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)C1レベル以上である者

イ. 留学先大学が明示する語学能力以上である者

※上記①、②ともに、アとイをいずれも満たす必要があります。留学先大学が求める語学能力が具体的な点数で明示されていない場合は、「ア」のみを適用します。

※①について、TOEFL iBT 95点、IELTS 6.5(Academic Module Overall Band Score)以上で、かつ以下に定める証明書が提出された場合、上記①と同等の語学水準であることが認められる者として応募可能とします。それぞれの状況を証明する資料を提出してください。

・応募時に留学先大学の無条件入学許可を取得済みの者

・応募時に留学先大学に在籍中の者

※①②「イ」について、留学先大学がリスニング、リーディング等の各技能の基準点を明示している場合は、指定された全技能が基準以上であることとします。ただし、総合点が基準以上であれば、各技能が基準以下であっても、次の場合は応募可能とします。それぞれの状況を証明する資料を提出してください。

・応募時に留学先大学に在籍中の者

・支援期間開始までに確実に無条件入学許可を得られる条件付き入学許可を得ている者

(7) 大学学部以降の直近(大学学部卒業見込み者又は修士課程修了見込み者は応募時の在籍課程)の成績について、総在籍期間における累積GPAが3.00(最高値を4.00とした場合)以上である者

※成績が基準に達しない者で、特別な事情がある場合は、GPAが3.00以上に相当することを客観的に証明する書類を提出することができれば応募可能とします。

(8) 留学先大学での取得予定学位が、取得済み学位と同分野かつ同レベルでない者

(9) 留学先大学での勉学に耐えられる健康状態である者

(10)【個人応募のみ】留学中の本人に代わり、日本国内において、日本語で確実に事務手続き等の連絡を取ることができる連絡人を有する者

※【大学取りまとめ応募】の場合は、取りまとめ大学が機構と連絡を取るため不要です。

《支援開始までに満たすべき要件》

(11) 支援期間開始までに留学先大学の入学許可を得ることができる者

※留学先大学の入学許可は、「条件付」のものは認められません。支援期間開始までに、条件のない入学許可(無条件入学許可)を得ていることを「入学許可書」の提出により確認できない場合は、採用を取り消します。

(12) 留学に必要な査証を得ることができる者

(13) 支援期間開始時に、大学、企業等に雇用されていない者。

《その他要件》

(14) 支援期間中において報酬等を伴う労働等を行わない者。ただし、以下の条件を満たす場合に限り、当該労働等を行うことに係る報酬等を受給することを認める。

・支援期間中は、学位取得に向けた学修・研究活動等の遂行に専念できること

・当該労働等により学修・研究活動の遂行に支障が生じ学位取得が遅れないこと

※留学先国・地域における当該労働に必要な査証や資格等にかかる法令の規定については必ず各自で確認のうえ順守してください。

(15) その他、機構理事長が必要と認める条件を満たす者

V 支援予定人数

未定(参考: 2022年度採用人数 121名)

VI 支援内容

支援期間中、派遣学生に対して、奨学金及び授業料(以下「奨学金等」という。)を支給します。これらの支援額については、2023年度予算の成立状況により変更する場合があります。

1. 奨学金月額(2022 年度実績)

留学先の国・地域により異なります。詳細は別紙1と別紙3を参照してください。

148,000 円(指定都市)

118,000 円(甲地区)

104,000 円(乙地区)

89,000 円(丙地区)

2. 授業料

1万米ドル相当までは実費額を支給し、1万米ドル相当を超える場合は、採用状況により予算の範囲内で追加支給する場合があります。ただし、各年度 2,500,000 円を上限とします。

本制度において授業料とは、正規の授業を受講するために留学先大学から必ず請求される履修登録料等を含む学費を指します。保険料や寮費、教材費等の諸経費は除きます。また、必ず支払うものではなく、任意の支払いとなっている経費は含みません。

※年度とは、日本の会計年度(4月から翌年3月まで)をいいます。

3. 奨学金等の支給方法

【大学取りまとめ応募】

奨学金等の支給は、取りまとめ大学を通じて行い、取りまとめ大学が派遣学生の本人名義である日本国内の金融機関の口座に送金します。

【個人応募】

奨学金等の支給は、機構が派遣学生の本人名義である日本国内の金融機関の口座に送金します。

【共通】

奨学金は、毎月在籍確認を行った上で、支給します。授業料は留学先大学が発行する請求書又は領収書に基づき、各学年分を年度ごとに分けて送金します。授業料の現地通貨から日本円への換算は、日本政府が例年12月に告示する「出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める件」を適用します。

なお、授業料について、派遣学生は、取りまとめ大学(【大学取りまとめ応募】)又は、機構(【個人応募】)が支給する前に留学先大学に納付する必要がある場合がありますので、留意してください。

4. 他奨学金との併給

官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」及び海外留学支援制度との併給は認めません。その他の奨学金等との併給は可能です。ただし、その他の奨学金等支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

VII 応募方法

1. 事前登録

応募はオンラインシステム(以下「学位応募システム」という。)で受け付けるため、事前登

録をする必要があります。

(1) 事前登録を行う対象者

①【大学取りまとめ応募】…取りまとめ大学

※取りまとめ大学として登録後、応募者の氏名とEメールアドレスを登録します。応募者本人による事前登録は不要です。

※事前登録期間中、随時応募者を登録できます。

②【個人応募】…応募者本人

(2) 事前登録方法

事前登録は、以下のホームページから行ってください。登録されたEメールアドレス宛に、学位応募システムのIDとURLを送信します。メッセージの指示に従ってパスワードを取得し、同システムにログインの上、機構が指定する応募書類を提出してください。学位応募システムの操作方法については、同システムにログイン後、メニューボタンから「学位応募システム操作マニュアル」をダウンロードし、確認をしてください。

〈事前登録ページ〉

【大学取りまとめ応募】

<https://www.saiyo-dr.jp/jasso-ryugaku/Entry/top.jsp?id=25>

【個人応募】

<https://www.saiyo-dr.jp/jasso-ryugaku/Entry/top.jsp?id=24>

(3) 事前登録期限

【大学取りまとめ応募】

2022年9月1日(木)～2022年10月3日(月)13時(日本時間)まで【厳守】

【個人応募】

2022年9月5日(月)～2022年10月6日(木)13時(日本時間)まで【厳守】

※事前登録の期限は応募書類の提出締切日よりも早いので注意してください。

※事前登録なしには、応募できません。

※【大学取りまとめ応募】取りまとめ大学として登録後、応募者の登録画面発行までに2営業日ほど要することがあります。事前登録期限までに全ての応募者の登録を済ませられるよう、余裕をもって行うよう留意してください。

2. 応募書類の準備

応募書類は、「2023 年度海外留学支援制度(大学院学位取得型)申請の手引～Q&A・注意事項～」(以下「申請の手引」という。)に従って、作成・提出してください。なお、必要書類の欠落(不足)や記入漏れ等があった場合は、審査の対象となりません。また、一旦受理した後の差し替え及び訂正は認めません。

「申請の手引」及び応募書類の各様式は、以下のホームページからダウンロードしてください。

【応募者用ページ】

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/daigakuin/2023.html

【大学担当者用ページ】

(JASSOホームページ内の学校担当者ページにログインするユーザIDとパスワードが必要です。IDとパスワードをお持ちでない大学のご担当は応募者用のページから応募書類をご確認ください。)

https://www2.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/daigakuin/about/2023.html

3. 応募書類

(1) 応募者が作成又は準備(入手)するもの

- ① 応募者の顔写真(JPEG形式)
- ② 願書(様式1)
- ③ 留学先大学情報【第1希望～第2希望】(様式2-1～2)
※留学希望先は最大2校まで記入できます。
- ④ 業績等について(様式3)
※学長(総長)賞や学会における表彰を受賞している等、顕著かつ明確な実績がある場合は、面接審査においても確認する場合があるので、様式3に詳しく記入してください。
- ⑤ 研究計画及び修了後の進路計画書(様式4)
- ⑥ 日本社会への貢献について(様式5)
- ⑦ 代表的論文の抜粋(様式3の別添)
※大学学部卒業(見込み)者で卒業論文がある場合は卒業論文の抜粋又は要旨を提出するのが望ましいですが、卒業論文がない場合はその他の論文やレポートを提出してください。
※共著や共同研究の場合は、共著又は共同研究であることを明記した上で、応募者自身がどのように貢献したかを明示の上、提出してください。
- ⑧ ③(留学先大学情報【第1希望～第2希望】)の記載に関する根拠書類
- ⑨ 留学先大学からの入学許可書(写し)【第1希望～第2希望】(応募時点で取得している者のみ)
- ⑩ 日本国籍の証明又は日本での永住許可を証明する書類(写し)
※次の書類のいずれかを提出してください。
 - ・日本国籍を証明する書類
パスポート(写し)
 - ・永住許可を証明する書類
在留カード(両面)(写し)※上記書類がない場合は住民票(写し)でも可。住民票は2022年7月15日以降に発行されたものを提出してください。
- ⑪ 語学能力試験証明書(写し)
※次の場合は「語学運用能力証明書」(様式イ)を提出してください。
 - ・主たる使用言語について、ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)と対照できる外国語試験が全く存在していない場合
 - ・受験した語学能力試験とCEFRとの対照表が存在していない場合
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により本制度で認められる語学能力試験の結果を提出できない場合
- ⑫ 大学学部以降の卒業(修了)証明書(又は見込み証明書)(写し)(大学学部以降のもの全て)
- ⑬ 大学学部以降の学業成績証明書(写し)(大学学部以降のもの全て)及び成績評価基準(Grading system)
※直近の課程の成績証明書にGPAが記載されていない場合、記載されているものを発行するよう発行元の学校に依頼してください。
※成績が基準に達しない場合で、特別な事情がある場合はGPA 3.00以上に相当することを客観的に証明できる書類を提出するとともに、その旨を詳細に「GPA計算書」(様式リー-1)の添付資料「GPA算出方法説明書」(様式リー-2)で説明してください。
※直近の在籍課程の成績がGPAに対応していない場合、次の表の方法でGPAを算出し、該当する成績証明書及び「GPA計算書」(様式リー-1)を提出してください。当該成績に記載されているGPAの最高値が4.00でない場合は、4.00満点に換算したGPAを算出し、該

当する成績証明書及び「GPA計算書」(様式リー-1)を提出してください。

※成績の一部に評定が無く「合格」「不合格」等のみの評価の場合「総登録単位数」に含めないでください。成績のすべてに評定が無く「合格」「不合格」等のみの評価の場合は「合格」のGPを「4.0」、不合格のGPを「0.0」として算出してください。

| Raw Score | Letter Grade | 合否 | Grade Point (GP) |
|-----------|--------------|-----|------------------|
| 90-100 | S | 秀 | 4.0 |
| 80-89 | A | 優 | 3.0 |
| 70-79 | B | 良 | 2.0 |
| 60-69 | C | 可 | 1.0 |
| 0-59 | F | 不合格 | 0.0 |

(計算式)

$$\frac{(\text{「GP4.0の単位数」} \times 4) + (\text{「GP3.0の単位数」} \times 3) + (\text{「GP2.0の単位数」} \times 2) + (\text{「GP1.0の単位数」} \times 1) + (\text{「GP0.0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

(2) 応募者が作成を依頼し、依頼された者が提出するもの

⑭ 推薦状(所定様式)【推薦状提出システムから提出】

◎推薦状と推薦状作成者(以下「推薦者」という。)について

- ・ 推薦状は2通(2名分)用意してください。「推薦状」は、和文若しくは英文での作成を依頼してください。
- ・ 応募者が応募時に大学又は大学院在籍者である場合は、推薦者は2名とも指導教員等の大学教員に作成を依頼してください。
- ・ 応募者が応募時に大学又は大学院に在籍していない場合は、推薦者2名中少なくとも1名は指導教員等大学教員に依頼してください。

※提出方法は、応募者の事前登録完了後、学位応募システムで通知します。推薦状の提出は、事前登録後に応募者の「選考管理番号」が受付センターから発行された後に推薦者に依頼してください。

※推薦状提出システムと、学位応募システムは異なります。

4. 応募書類の提出方法等

(1) 応募書類の①顔写真(JPEG形式)は、マイページの「①写真登録」より提出してください。

(2) 応募書類の②③は EXCEL ファイル/④～⑬は PDF ファイルで作成し、②～⑬を ZIP ファイル(10MB 以内)にまとめて提出して下さい。各書類は所定の台紙と併せ、機構の指定するファイル名でアップロードしてください。

(3) 書類の提出条件に該当しない場合は、台紙に「該当しない」旨を記載し、台紙のみアップロードしてください。ZIP ファイル内に②～⑬が揃っていない場合は受け付けられません。

(4) 締め切り前は応募が集中しますので、なるべく9月中に提出してください。

(5) 推薦状の提出状況について、電話やメールでの到着確認は一切受け付けません。

※推薦者には、推薦状の提出が完了すると即日メールが配信され、推薦状提出システム上でも提出完了が確認できるようになります。

※応募者には、推薦者から提出された推薦状が、確実に応募者の推薦状であることが受付センターで確認でき次第、メールが配信され、学位応募システム上で提出状況が確認できるようになります。

5. 応募書類の提出期間

2022年9月5日(月)～10月12日(水)13時(日本時間)必着

※提出期限を過ぎた場合、いかなる理由があっても応募書類は受理しません。

※受理した応募書類は返却しません。

VIII 審査方法

1. 第一次審査

応募書類に基づき、書面審査を実施します。書面審査の結果は、2023年1月上旬を目途に、応募者(全員)宛に学位応募システム上で通知します。

※【大学取りまとめ応募】の場合は、取りまとめ大学と応募者本人それぞれに、学位応募システム上で可否を通知します。取りまとめ大学から応募者に可否を通知することはありません。

書面審査の評価項目は以下を参考にしてください。

- ①志望理由、留学期間中の研究計画の内容
- ②留学終了後の将来計画、日本の国際競争力の強化や国際社会への貢献に資する期待度
- ③成績証明書、推薦状等の応募書類の内容

2. 第二次審査

第一次審査(書面審査)の合格者に対してのみ、面接審査を実施します。

面接審査の評価項目は以下を参考にしてください。

- ①留学に向けての動機、熱意、人柄
- ②留学に向けての準備、専門知識
- ③プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力

(1)面接日程 2023年1月28日(土)から1月30日(月)のいずれか1日

面接審査の日程等の詳細は、書面審査の結果と合わせ、書面審査の合格者宛に学位応募システム上で通知します。なお、面接日時の変更はできません。

(2)実施方法

オンラインで実施を予定

(3)オンライン面接について

オンライン面接に必要な設備(パソコン、マイク及びカメラ)や通信環境等は応募者が準備してください。

オンラインでの面接にあたり審査中の録音・録画や他所への中継をしないこと、事前作成のメモやインターネット検索、第三者の関与を利用しないこと等、機構が定める環境下で面接を受け、不正行為をしないことに関して事前に同意書を提出していただきます。同意書の内容に反した場合は不合格となり、支援開始後に不正が発覚した場合は、支給した奨学金等は全額返納となります。

(4)特別な配慮の希望

病気・負傷や障害等のために、面接試験受験時に特別な配慮を希望する場合は、できるだけ早めに、受付センターにご連絡ください。ただし、希望する配慮の内容によっては、医師の診断書等、配慮の根拠となる資料が必要な場合及び対応できない場合がありますのでご了承ください。

3. 採否結果

採否結果は、2023年3月上旬を目途に、面接審査を受けた者全員宛に学位応募シス

テム上で通知します。

※【大学取りまとめ応募】の場合は、取りまとめ大学と応募者本人それぞれに、学位応募システム上で採否を通知します。取りまとめ大学から応募者に通知する必要はありません。

4. その他

本制度においては、採否結果の理由に関する問い合わせには一切応じかねます。

※採用後に留学先大学等による再審査を申請した場合も含まれます。

IX 採用後の重要事項

1. 採用登録

派遣学生として採用された者は、以下の書類(所定様式)の原本を取りまとめ大学又は機構に提出してください。

(1) 提出期限

【大学取りまとめ応募】…取りまとめ大学が定める期限までに取りまとめ大学に提出。

取りまとめ大学は、2023年3月24日(金)までに機構に提出。

【個人応募】…2023年3月23日(木)までに機構に提出。

(2) 提出物

① 誓約書

【以下、個人応募のみ】

② 銀行口座届出書

2. 各種報告書の提出

支援開始後は、機構が規定する報告書を次の通り提出する義務があります。

〈報告(提出)先〉

【大学とりまとめ応募】…取りまとめ大学に報告し、取りまとめ大学が機構に報告してください。

【個人応募】…直接機構に報告します。

(1) 支援期間中

派遣学生は支援期間中、所定の様式により、定期的に学修・研究状況を報告する必要があります。

例:6か月に1回の留学状況報告書や、学修・研究状況に関する報告書及び成績証明書並びに留学先指導教員による留学評価書、年に1回の派遣学生状況調査。

※2023年度以降の支援について、派遣学生から申請される「学修・研究状況に関する報告書」等の内容により、更新の可否を決定します。

※派遣学生又は指導教員が学位取得及び専門分野の研究遂行の可能性がないと判断した場合は、速やかに機構に報告する必要があります。

(2) 支援終了後

支援終了後1か月以内に学位記の写しや学修・研究成果に関する報告書(所定様式)及び成績証明書を提出する必要があります。

フォローアップの一環として、支援期間終了時から5年間は、年に1回行う派遣学生状況調査に必ず回答してください。

それ以降についても、派遣学生の進路状況等をフォローアップするために状況調査を行うことがあります。本制度の趣旨を十分に理解し、対応してください。

3. 採用の取り消し

派遣学生が、次の事項に該当した場合は、派遣学生としての採用を取り消し、既に奨学金等を支給している場合にあっては、奨学金等の全部又は一部を返納させることがあります。

- ① IVに掲げる要件を備えなくなったとき
- ② VIIの第3項に定める応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
- ③ IXの第1項により提出された誓約書に違反する行為があったと認められるとき
- ④ IXの第2項により提出された留学状況報告書等に基づき、派遣学生本人、留学先指導教員又は機構が、学位取得及び専門分野の研究遂行の可能性がないと判断したとき
- ⑤ 派遣学生としての責務を怠り、派遣学生として適当ではないと機構が判断したとき
- ⑥ その他、上記以外の事項により支援の終了が適当であると認められたとき

4. 支給の休止

派遣学生が次の事項に該当した場合は、機構は奨学金等の支給を休止します。また、当該期間に既に機構が奨学金等を支給している場合は、奨学金等を返納させることがあります。

- ① 支援期間開始時又は支援期間中に、外務省の「海外安全ホームページ」上の危険情報又は感染症危険情報のうち「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域に渡航する又は留学している場合
ただし、支援期間中にレベルが下がった場合は、支給を再開します。
- ② その他、後日掲載予定の「手続の手引」に定められた支給要件を満たさない場合

X その他

1. 留学中の安全管理

派遣学生は各自で事前に留学等に関する情報収集に努めてください。留学の際には、現地の安全情報や感染症情報に十分注意してください。留学に関する情報収集の手段として、機構のホームページ等を活用してください。また、留学に関する安全情報や感染症情報の収集手段として、外務省「海外安全ホームページ」等を活用してください。

留学先国(地域)の状況から安全な留学が困難(感染症を含む。)と認められる場合は、機構が留学の中止・延期又は帰国を要請し、派遣学生への支援を見合わせる場合があります。機構の指示があった場合は速やかに応じてください。また、留学の中止・延期又は帰国に伴い発生する違約金、追加費用等については、派遣学生が負担することとなります。

留学中は、安全管理、健康管理に努めてください。留学中における事故、疾病等に対して、機構は費用の負担や現地でのサポートを行わないので、必ず留学先国(地域)や留学先大学で指定された保険や海外旅行保険等に加入してください。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

「海外留学支援サイト」URL: <https://ryugaku.jasso.go.jp/>

[海外安全情報照会先]

○外務省「海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○領事サービスセンター 海外安全相談班

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL :03-3580-3311(内線 2902、2903)

ホームページ https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

[在留届の提出について]

3か月以上外国に留学する日本人は、現地に到着後、住まいを管轄する日本の大使又は総領事館（在外公館）に在留届を提出することになっています。在留届を提出すると、在外公館から現地の治安情勢など、最新の情報が入手できるほか、事件、事故、災害の時に必要な情報が日本語で確認できます。万一、事件などに巻き込まれた場合、素早い支援を受けられます。また、在留届を提出する際、家族のメールアドレスもあわせて登録すると、在外公館から同じ情報が得られます。

○外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>



2. 個人情報の取扱い

提出された個人情報は、本制度実施のために利用します。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供します。その他、この利用目的の適正な範囲において、高等学校等・在外公館・行政機関・公益法人及び業務委託先に必要に応じて提供され、その他の目的には利用しません。

出身の大学等名の情報については、個人が特定できない形で、機構のホームページ等で公表することがあります。

3. 応募書類等提出先及び本件照会先

【大学取りまとめ応募】の応募者の照会先は、取りまとめ大学です。

【個人応募】の照会先は次の通りです。

「海外留学支援制度(学位取得型)受付センター」

(受託者)レジェンダ・コーポレーション株式会社

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 2-21-1 新宿フロントタワー30階

E-mail: jasso-ryugaku@s-hr.jp

電話:03-6625-4272 (平日 10時30分～18時30分)

4. 留学先地域による奨学金月額(別紙1)

5. 新型コロナウイルス感染症にかかる募集上の配慮(別紙2)

6. 国・地域コード(別紙3)

7. 学校コード表(別紙4)

留学先地域による奨学金月額

| 地 区 | 地域名・都市名 | 地 区 | 地域名・都市名 |
|----------------------------|--|---------------------------|--|
| 指定都市 奨学金額: 148,000 円 | アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン | 乙地方 奨学金額: 104,000 円 | 指定都市、甲地方、丙地方以外の 地域 【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン |
| 甲地方 奨学金額: 118,000 円 | <ul style="list-style-type: none"> ・北米 ・欧州 ・中近東(アゼルバイジャン、アル バニア、アルメニア、ウクライナ、 ウズベキスタン、エストニア、カザ フスタン、キルギス、ジョージア、 クロアチア、コソボ、スロバキア、 スロベニア、セルビア、タジキスタ ン、チェコ、トルクメニスタン、ハン ガリー、ブルガリア、ベラルーシ、 ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴ ビナ、北マケドニア(旧マケドニ ア)、モルドバ、モンテネグロ、ラト ビア、リトアニア、ルーマニア、ロ シアを除く) 【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウィーン バンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオリンズ ハンブルグ フランクフルト ブラッセル ホノルル ボストン マドリッド モントリオール ローマ | 丙地方 奨学金額: 89,000 円 | <ul style="list-style-type: none"> ・アジア(インドシナ半島(シンガポ ール、タイ、ミャンマー、マレーシ アを含む)、インドネシア、大韓民 国、東ティモール、フィリピン、ボル ネオ、香港を除く) ・中南米 ・アフリカ 【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティー リオデジャネイロ リマ |

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。

新型コロナウイルス感染症に係る募集上の配慮について

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2023年度募集では、次のとおり配慮します。

| | 配慮する要件 | 配慮の内容 |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 授業形態 ※「Ⅲ 1. 対象分野及び課程」 | 新型コロナウイルス感染症の影響に拠る場合に限り、支援期間中一部または全ての授業実施がオンラインであると確定している場合も、支援中に状況が変わる可能性があるため、応募可能とします。 |
| 2 | 語学要件 ※「Ⅳ 資格要件」(6) | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、留学先大学における主たる使用言語について、「募集要項」に定める語学水準(ア又はイ)を満たしていることを証明する語学能力試験の結果を提出することができない場合、以下の【1】及び【2】いずれも提出することを条件に、応募を認めます。</p> <p>※本項で定める提出期限までに必要な書類が提出されない場合や要件が満たされない場合には、採用が取り消されます。</p> <p>【1】応募締切日までに、参考データとして該当するものを全て提出すること 「語学運用能力証明書」(様式イ)の提出、及びある場合には過去に受験した何らかの語学能力試験の結果(例:英語の場合、TOEIC等)</p> <p>【2】2022年12月1日(水)までに提出すること 「募集要項」に定める語学水準を満たすことを証明する語学能力試験の結果</p> |
| 3 | 成績要件 ※「Ⅳ 資格要件」(7) | <p>新型コロナウイルスの影響で在籍校での授業が中断され、応募時点までの成績証明書や調査書が発行されない場合、直近に判明している成績までを提出することで応募可能とします。</p> <p>【大学院学位取得型の場合】 直近に判明している成績までのGPAを提出してください。</p> |
| 4 | 査証要件 ※「Ⅳ 資格要件」(12) | 新型コロナウイルス感染症の影響により、応募時に留学先国の査証発行業務が中断されていても応募可能とします。また、同影響により2023年度内に査証を取得できない場合、支援開始を次年度に延期可能とします。 |
| 5 | 危険レベル1以下である要件について ※「Ⅸ 4. 支給の休止」① | <p>留学先国が応募時に、外務省の「海外安全ホームページ」における危険情報又は感染症危険情報が「レベル2」以上である場合も応募は可能です。</p> <p>また、新型コロナウイルスの影響により留学先国が支援開始時に感染症危険情報がレベル2以上であっても渡航を希望する場合、所定の書類を提出することで支援を開始することとします。</p> |